

資料 1 - 1

改正土壤汚染対策法における自然由来重金属含有土壤の取扱いについて

平成 22 年 3 月 5 日付け環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」から抜粋

第 1 法改正の経緯及び目的

旧法においては、「土壤汚染」は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 2 条第 3 項に規定する、人の活動に伴って生ずる土壤の汚染に限定されるものであり、**自然的原因により有害物質が含まれる汚染された土壤をその対象としていなかったところである。**しかしながら、法第 4 章において、汚染土壤（法第 16 条第 1 項の汚染土壤をいう。以下同じ。）の搬出及び運搬並びに処理に関する規制が創設されたこと及びかかる規制を及ぼす上で、健康被害の防止の観点からは自然的原因により有害物質が含まれる汚染された土壤をそれ以外の汚染された土壤と区別する理由がないことから、同章の規制を適用するため、**自然的原因により有害物質が含まれて汚染された土壤を法の対象とすることとする。**

第 3 土壤汚染状況調査

2. 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査

(3) 調査の対象となる土地

から までに掲げる土地と同等程度以上に土壤の特定有害物質による汚染状態が法第 6 条第 1 項第 1 号の環境省令で定める基準に適合しないおそれがある土地

人為的原因を確認することができない土壤汚染であって、**地質的に同質な状態で広く存在する土壤汚染地**（第二種特定有害物質に係るものに限る。）**については、**専らいわゆる自然的原因による土壤汚染であると考えられるところ、実際に測定を行ってその汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明したものであれば に該当することとなるが、当該測定によりその**汚染状態が判明した土地の区域の近傍の土地等は、** に該当するものと解することが可能であると考えられる。